

4.7. 中央児童福祉審議会障害関係三特別部会

心身障害児（者）福祉の今後のあり方について（57.8.20.）

はじめに

昨1981年（昭和56年）は、国際連合の提唱による国際障害者年として、世界各国で活発な取組みがなされ、我が国においても今後10年間の施策の展望と目標を示す「障害者対策に関する長期計画」が策定されるなど、心身障害児（者）福祉の機運が大きく盛り上がった。

当中央児童福祉審議会の障害関係三特別部会は、このような状況を背景とし、これまでの成果を踏まえながら、心身障害児（者）福祉施策の見直しを行い、長期的な視点に立って今後のあり方を検討することが必要であると考え、三特別部会の合同会議を開催し、早期発見・早期療育、施設・マンパワー、在宅・地域福祉対策の三小委員会を設け、以来合同会議6回、小委員会各3回にわたり鋭意検討を重ねてきた。

心身障害児（者）福祉を取り巻く環境は厳しく、また、心身障害児（者）対策に内在する問題も多種多様でその解決は容易になしうるものではなく、今後さらに検討すべき課題も少なくないが、これまでの審議を取りまとめれば次のとおりである。

1 心身障害児（者）福祉を取り巻く環境

（1）国際障害者年と国民意識の向上

国際障害者年は、我が国においても国・地方公共団体・民間の様々なレベルにおいて活発な活動が展開された。これら一連の活動は今後の心身障害児（者）福祉を一層推進する上で極めて有意義だったといえよう。

なんとといっても国際障害者年の最大の意義は、ともすれば関心や認識の乏しかった障害者の問題が、新聞・テレビ等のマスメディアや民間の活動を通じて広く国民の間に浸透し、国民の障害者に対する理解・認識が大きく

向上したことである。

（2）年少人口の動向

今後到来する我が国社会は、厳しい高齢化社会であるとともに子供の少ない社会であり、したがって、我が国社会を今後とも活力ある福祉社会として発展させていくためには、社会の活力の源である児童を健やかに生み育てていくことが極めて重要であり、当中央児童福祉審議会としては、昨年12月、児童の健全育成施策の強化を要請したところである。

しかしながら、児童の健全育成に当っては、障害の有無にかかわらず、すべての児童にそれぞれのもっている可能性を最大限に発揮させることに十分留意しなければならない。特に心身に障害を有する児童については、社会連帯の精神に基づき、障害の故にこうむる不利益をカバーするための各般の措置が必要なのである。

（3）国家財政の状況

周知のとおり我が国の国家財政は、目下極めて厳しい事態に直面しており、行政施策の拡大が困難な事情にある。財政再建を図るため、さる7月30日には第2次臨時行政調査会から今後の行政改革に関する基本答申が行なわれ、社会福祉についても施策の体系化、重点化、公私の連携の不十分さが指摘され、その克服が要請されている。

昭和57年度予算は、いわゆるゼロベース予算であったが、昭和58年度予算についてはさらに厳しく、いわゆるマイナスシーリングが設定されている。このような財政事情の中で、心身障害児（者）の福祉を確保し、施策の充実を図ることが緊要な課題となっている。

2 心身障害児（者）対策に内在する問題点

心身障害児（者）対策については、最近の医学の進歩等に伴い障害の発生予防や早期発見・早期療育対策が推進され、社会福祉施設の整備拡充が図られるとともに在宅心身障害児（者）の福祉を図るためのきめ細かな施策が積みあげられてきた。

このように我が国の心身障害児（者）対策は、制度的には進展をみたものの、障害を持つ人々一人一人について真に必要な施策が講じられる体制にあるかについては、問題点も決して少なくない。

第1に、従来の施策はともすれば適用範囲の拡大、量的な充実に重点が置かれ、施策の画一的適用がとられがちであったため、施策適用が硬直化し、心身障害児（者）の個別的必要性に対する留意が十分でなく、個々の心身障害児（者）の福祉対策の質的向上に欠ける面があった

ことは否定できない。

第2に、それぞれ独自の機能を分担している各行政機関の相互の連携体制が必ずしも十分でなく、心身障害児（者）に係る一貫した施策の適用、福祉の確保向上という面から問題が多い。たとえば、早期発見から早期療育に結びつけていく場合、施策の主体である保健所、市町村、児童相談所等の連携が的確でない場合も少なくない。

学齢時の養護学校等における教育と学校教育終了後の社会福祉施設への入所あるいは就労等社会的自立のための方策との地域における連携も、所管が文部、厚生、労働と三省にまたがっていることもあり、十分とはいえない。

第3に、多くの地方公共団体においては、国の施策を基本としつつ、それぞれの地域の実態に応じて独自の施策が講じられているが、その内容が国の施策と重複するような場合もある反面、真に地域で必要とされる国の施策についての理解認識が十分でなかったり、体制づくりが遅れ当該地域の住民がそれを利用することができないという事態も見られる。

第4に、心身障害児（者）に対する生活保障システムについてみると、心身障害児（者）ないしはその家族に対しては障害福祉年金、特別児童扶養手当等の現金支給の制度が設けられているほか、税制上の優遇措置、家庭奉仕員の派遣等の各種の制度があるが、これらは必ずしも体系的に整備されてきたとはいえず、その確保されるべき水準及び各施策の調整等も、心身障害児（者）個々の要望に十分対応しているとはいえない。

3 今後の心身障害児（者）対策推進の方向

心身障害児（者）福祉施策の現状を踏まえ、それに内在する問題点を解消し、その一層の充実を図るためには、心身障害児（者）福祉の基本理念に立ちかえって、新たな視点から施策の見直しを進める必要がある。この場合、特に留意すべき点は次のとおりである。

第1は、社会連帯の確立である。心身障害児（者）福祉施策の充実を図るためには、その施策に対する国民の合意が不可欠である。心身障害児（者）の基本的人権を踏まえ、国民のこれら施策の必要性に関する理解と認識を十分深め、その上に立って社会連帯の精神の確立を図らなければならない。

第2に、行政の効率性及び公平性の確保である。限られた人的・物的資源を用いて施策を実施するに際してはその効率的活用が必須であり、また、施策相互間の均衡ないしは施策適用の公平性が図られなければならない。

第3は、心身障害児（者）とその家族の自助努力の必要性である。心身障害児（者）であること、あるいは心身障害児（者）を家族の一員としてもつことは、社会的に大きなハンディキャップを負うものであるが、そのゆえをもって心身障害児（者）及び家族の自助努力の必要性をゆるがせにすることがあってはならない。特に、心身障害児（者）の療育・育成において親の果す役割の大きいこと、家族の十分な理解と協力が重要な効果を挙げること等に留意する必要がある。

第4に、重度の心身障害児（者）対策の重要性である。障害者の「完全参加と平等」が要請されてはいるが、障害の重さにより「自立」して生活することが極めて困難な心身障害児（者）が存在することも否定できず、その人間的生存を確保するためには、施設又は在宅で適切な援護を行っていくことは不可欠である。

以上を踏まえたうえで、今後心身障害児（者）福祉施策の一層の充実を図るため、早急に着手、推進しなければならないと考える事項は次のとおりである。

（1）心身障害児（者）の個別的必要性に応じた施策の展開

心身障害児（者）一人一人について各種の福祉施策を最も効果的に適用するため、その置かれている状況、能力、将来展望等を十分勘案して個別福祉プログラムを作成し、その定期的な見直しを行うシステムを検討する必要がある。このような個別的必要性への対応をできるだけ迅速かつ的確に実施するため、たとえば、母子健康手帳と精神薄弱児（者）の療育手帳あるいは身体障害者手帳との機能的連携を図るとともに、児童相談所等を中心とした関係機関の連携・協力体制を確立し、さらには、心身障害児（者）のライフステージに応じた福祉措置を講ずるためのケア・システムについて検討する必要がある。

（2）施策の体系化、総合化

心身障害児（者）の個別的必要性に応じた施策を展開するためには、各施策の弾力的適用と有機的連携を図り、その体系化、総合化を進めていく必要がある。特に、福祉施設については心身障害児（者）の個別化、多様化する需要に対応できるよう、その機能を再検討するとともに、効果的な処遇を図るための入所措置に努めるべきである。

（3）地域社会に根ざした福祉施策の推進

心身障害児（者）が地域の一員として、その中で生活していくためには、地域の理解と協力を得ることが不可欠の条件である。

特に、施設については、施設自身が地域社会の一員で

あることを認識することから出発し、地域の行事に積極的に参加するなど交流に努め、地域の社会資源を有効に利用する一方、地域住民も施設のもつ専門性を活用するような体制を確立することが必要である。このため、昭和53年12月に当番議会が意見具申した福祉圏構想をさらに推進し、地方公共団体が標準的、画一的になりがちな国の施策を補完して、心身障害児（者）一人一人のケースに即したきめの細かい弾力的な施策を展開することが望まれる。

また、地域社会に根ざした福祉施策の展開として、心身障害児に対する里親制度の活用や小規模施設の設置を推進することが必要であり、特に、小規模施設の設置運営に当っては、本体となるべき施設の分枝としてのいわゆるブランチ・システムの制度化を検討すべきである。

（４）職員の資質向上と活用

心身障害児（者）に対する処遇の人的、物的基盤がおおむね整備された現在においては、療育内容の向上等心身障害児（者）に対する処遇の質的向上が大きな課題で

あり、その担い手としての職員の資質向上に特に配慮する必要がある。職員の資質向上は、高度な知識、技能をもった専門職員の養成・確保もさることながら、職員全体のレベルアップを図り、療育方法の改善充実に結びつける研修・研究体制の強化が必要である。また、医師、歯科医師、OT、PT等の限られた人的資源を最も有効に活用するため、施設間及び施設と地域との間の組織的、有機的な協力体制を確立する必要がある。

（５）心身障害児（者）に関する所得保障の確立

心身障害児（者）に関する所得保障の問題については、単に財政上の問題だけでなく、その水準の設定、適用範囲、認定方法、他制度との調整等の問題について、目下厚生省において鋭意検討が進められているが、扶養する家族の経済的負担の軽減と成人後における障害者の自立生活の基盤を確保するという意味で極めて重要な課題であるので、可及的速やかに検討結果がまとめられ、新しい施策の展開が図られることを期待する。